独立行政法人福祉医療機構

平成２４年度社会福祉振興助成事業

（地域連帯活動支援事業）

地域福祉の充実を目指して

（高齢者の生活支援及び交流促進事業活動報告書）

平成２５年３月

事業主体　　特定非営利活動法人ふれあいねっと

連携団体　　尾　山　台　団　地　自　治　会

同　　上尾市社会福祉協議会尾山台団地支部

目　次

はじめに …… 1

第１章　事業実施の背景 …… 2

第1節　尾山台団地の概要 …… 2

第2節　高齢化の進行 …… 2

第3節　高齢化の要因（1団地居住定着率、2新規入居者の高齢化） …… 3

第4節　尾山台団地の生活環境（1高齢化による日常生活への支障、2商店の減少、3医療機関、4交通環境）… 3

第２章　尾山台団地の高齢者問題への取組み …… 4

第1節　高齢化への取組みのはじまり …… 4

第2節　自治会等の取組み（活動の経緯） …… 5

第3節　尾山台団地における主な高齢者福祉活動 …… 5

第３章　NPO法人の設立 …… 6

第1節　周辺地域の状況 …… 6

第2節　自治会組織の性格 …… 6

第3節　NPO法人設立の必要性 …… 6

第4節　NPO法人ふれあいねっと …… 7

（1たすけあい友の会（在宅支援組織）2ふれあい食堂、3見守り生活サポート支援事業、4. 尾山台商品券（地域通貨）の発行）

第４章　高齢者の生活支援及び交流促進事業の取り組み（独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業） … 8

第1節　事業概要（1事業実施の目的、2事業概要） …… 8

第2節　助け合い友の会（在宅支援活動（家事手伝い・車以外の付添い等）） …… 9

（1友の会の経緯、2友の会の目的、3友の会のサービス概要、4会員と会費、5利用方法と利用料金等、
6会の組織・会則、7広報活動、8利用状況等）

第3節　自動車による病院への通院及び買物の付添い …… 14

（1取組みの契機と目的、2アンケート調査、3道路運送法との調整、4付添い自動車（助け合い号）のリース契約、
5ボランティアの確保、6付添い先、7運行スケジュール、8行程等、9利用方法、10利用料金、ボランティア謝金等、
11広報活動、12利用状況、13付添い自動車「助け合い号」への期待

第4節　食事会の開催 …… 19

（1取組みの経緯と目的、2会場等、3ボランティアの確保、4食事会の実施、5利用方法、6利用料金、謝金等、7広報活動、8利用状況）

第5節　尾山台商品券（地域通貨）の発行（1商品券発行の目的、2商品券の実施） …… 22

第6節　連携団体（1NPO法人ふれあいねっと、2自治会、3社協支部） …… 23

第7節　事業経費 …… 23

第8節　本事業の効果（1利用者等への効果、2地方自治体への影響、3上尾市への影響、 …… 23
4. UR団地等への影響、5. レクチャー等、6. 表彰）

第9節　報告書の作成・配布（1事業概要、2主な配布先） …… 25

第10節　課題と展望（1課題、2今後の展望、3当面の活動） …… 25

おわりに …… 27

【添付資料】

資料１　総事業費の支出予定額内訳

資料２　助け合い友の会会則

資料３　助け合い友の会サービス項目一覧

はじめに

NPO法人ふれあいねっとは、尾山台団地（上尾市）で、尾山台団地自治会と社会福祉協議会尾山台団地支部が中心となって行っていた高齢者等を対象とした福祉活動を、団地周辺地域に広げ、周辺地域の方々と連携して地域福祉の充実を図ることを目指して、平成22年９月に誕生したNPO法人です。

NPO法人ふれあいねっとは、独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業（地域連帯活動支援事業）の助成を受けて、自治会および社協支部と連携して「高齢者の生活支援及び交流促進事業」に取組みました。

このパンフレットは、この事業の「報告書」です。このパンフレット（報告書）が、各地で高齢者の見守りや福祉活動を行われている（あるいは、これから行われようとしている）方々にとって、何かの参考となれば幸いです。

平成25年３月

特定非営利活動法人　ふれあいねっと

第１章　事業実施の背景

第１節　尾山台団地の概要

本事業が取り組まれた尾山台団地は、埼玉県上尾市の東部、さいたま市に隣接したＪＲ宇都宮線東大宮駅西口下車バス約５分（徒歩約15分）の場所に位置する、昭和42年２月供用開始の戸数1,760戸（平成25年1月1日現在の人口1,755世帯3,195人）のUR賃貸住宅（以下、「UR団地」という。）で、上尾市内でも有数の高齢化地域である。

第２節　高齢化の進行

上尾市内には尾山台団地の他に、原市団地（昭和41年11月、1,580戸）、西上尾第一団地（昭和43年12月、3,202戸）及び西上尾第二団地（昭和45年２月2,984戸）の３つのUR団地（以下、「市内４団地」という。）がある。この市内４団地は、いずれもいわゆる「40年代団地」と言われ、高齢化の進行が著しい。

UR団地の高齢化は、一般的には供用開始年に比例するといわれるが、中でも尾山台団地の高齢化は顕著である。

市内４団地の高齢化の推移は、表１に示すとおりで、65歳以上の高齢化率は、平成13年には各団地の供用開始年に比例している（原市団地16.7%、尾山台団地16.1%、西上尾第一団地13.3%、同第二団地12.5%）。しかし、平成16年になると尾山台団地の高齢化率が22.2%と急増、供用開始年順が崩れ（原市団地20.3%、西上尾第一団地18.1%、同第二団地16.3%、＊上尾市平均14.5%）、現在までこの傾向は変わらない。

現在（平成24年７月１日）の尾山台団地の高齢者率は36.5%と、市内４団地中もっとも高く、加えて1世帯当たりの平均人口が1.83人で、単身高齢者が約300人おり、その対策が団地自治会活動等の喫緊の課題となっている。

表１

上尾公団4団地の高齢化率の推移

（単位　%）

年	尾山台団地	原市団地	西上尾第一団地	西上尾第二団地	上尾市
平成15	16.1	16.7	13.3	12.5	
16	22.2	20.3	18.1	16.3	14.5
17	24.8	22.2	20.8	18.8	15.5
18	27.6	24.8	23.9	22.0	16.8
19	29.4	26.4	26.0	23.8	17.7
20	31.0	26.9	28.1	26.4	18.7
21	32.9	28.7	30.1	28.2	19.7
22	33.9	29.6	32.1	29.7	20.4
23	35.4	29.7	32.8	31.6	20.9
24	36.5	31.2	35.1	33.6	21.9

注1.　数字は上尾市統計による。
2.　調査時点は平成17年以後はいずれも7月1日

第３節　高齢化の要因

1. 団地居住定着率

尾山台団地の高齢化の要因としては、団地居住者の自然年齢の増加と、新規入居者の高齢化の２つが考えられる。

表２は、尾山台自治会（以下「自治会」という。）が加盟している全国公団住宅自治会で組織する「全国公団住宅自治会協議会」（以下、「全国自治協」という。）が３年ごとに行う「住まいと暮らしのアンケート」の調査結果である。調査年によって設問入居年次にばらつきがあるが、尾山台団地の昭和60年以前の入居者は、平成14年56.9%、平成23年47.3%で、9年間で9.6ポイント、1年に1ポイント程度の低下であり、高齢者の団地居住定着率が高いことを示している。そして、高齢者の居住定着率が高いことは、団地の高齢化の大きな要因となっている。

表2

尾山台団地の入居年次状況

（住まいと暮らしのアンケートより）

入居年＼調査年	平成23年	平成20年	平成17年	平成14年
昭和40年～49年	31.7%	38.0%	39.1%	42.3%
昭和50年～59年	15.6%	14.1%		14.6%
昭50～64年			21.1%	
平元～5年			6.7%	
昭和60年～平成5年				12.0%
昭和60年～平成6年	10.6%	9.8%		
平5～10年				16.6%
平6～10年			8.3%	
平成7年～16年	15.5%	22.4%		
平成11年以降			22.5%	13.2%
平成17年以降	18.1%	10.3%		
不明		5.4%		
回　答　率	50.5%	48.4%	45.8%	49.4%

2. 新規入居者の高齢化

現在、一般の民間賃貸住宅においては、高齢者、特に単身高齢者の入居を認めないところが多く、社会問題化していた。その結果、政府は平成15年６月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が施行されたが、公営住宅とUR都市機構の賃貸住宅がその主な受皿となっている。

UR都市機構の高齢者向け優良賃貸住宅（以下、「高優賃」という。）は、国とUR都市機構が家賃の一部を負担し入居者（高齢者）の家賃負担を軽減するもので、これにより高齢者のUR都市機構賃貸住宅への入居が促進されている。

その結果、尾山台団地など自治会等の高齢者向け福祉活動が活発に行われている団地への高齢者の入居が促進され、団地の高齢化率の増加の一因となっている。

第４節　尾山台団地の生活環境

1. 高齢化による日常生活への支障

少子高齢化と核家族化は、我が国全体の現象であるが、間取りが２DK～３DKで入居可能人数に限度のある尾山台団地のような集合住宅の場合は、特にその傾向が顕著である。

居住者の高齢化は、日常生活等に大きな支障が出ることは言うまでもないが、前述のように、高齢化率が高く、かつ単身高齢者が多い尾山台団地では、当然のことながら家事や通院、買物等に支障をきたしている高齢者が少なくない。さらに単身高齢者が多いことから、食事管理が行き届かない高齢者も多い。

2. 商店の減少

高齢化の進行は、商品購買力の低下に比例し、加えて、近隣地域の大型スーパーなどの存在がこれに輪をかけて、尾山台団地及び周辺地域から商店を激減させている。尾山台団地及び周辺地域には二つの商店会があるが、昭和55年にはこの二つの商店会に48店舗が加入（存在）していたが、現在は19店舗と40%に減少している。その結果、尾山台団地及び周辺地域には、食料品専門の小型スーパーとコンビニが各１店舗ある以外に、日用品、雑貨、衣料品等を扱う商店はない。そのため、これらの商品を求めるためには、約２km離れたJR東大宮駅周辺まで行かなくてはならない。

3. 医療機関

尾山台団地及びその周辺地域には、医療機関としていわゆる“診療所”及び歯科医院が数か所あるが、総合病院や整形外科のような専門的医療機関はなく、これ等医療機関の利用もまた前記同様、約２km離れたJR東大宮駅周辺まで行かなくてはならない。

社会保障論議を待つまでもなく、高齢者の医療機関の利用度は高い。中でも高齢者の多くは整形外科へ通院する。

4. 交通環境

尾山台団地は、JR東大宮駅まで約２kmの距離にあり、健常者であれば徒歩（片道約15～20分）又は自転車（片道約５～６分）で往復も可能である。また、尾山台団地―JR東大宮駅間にはバスも日中１時間に３往復以上運行されている。

上記のように、尾山台団地の交通事情は、健常者にとっては郊外型団地としては比較的恵まれていると言える。しかし、高齢者、特に歩行等に支障のある高齢者にとっては　この環境すら容易ではない。歩行等に支障のある高齢者にとっては、駅から数10m～数100mの距離にある医療機関への通院や商店への買い物にも不自由している方も少なくない。

第２章　尾山台団地の高齢者問題への取り組み

第１節　高齢化への取組みのはじまり

高齢化の進行に対し、尾山台団地では平成13年６月に自治会が高齢者問題懇談会を開催し、高齢化への対応を探ったのが最初の取組みである。この時尾山台団地の高齢化率は16.5%で、現在なら問題にもならない数字である。

しかし、表１で見るように平成13（平13）年以後、尾山台団地の高齢化は急激に進行し、平成24年までの11年間で20.4ポイント、１年平均1.85ポイントも増加した。

平成16年６月、尾山台団地の高齢化率が22.2%に急増したことから、自治会は「高齢者委員会」

（後に「高齢者問題を考える会」に改称）を立ち上げると共に、同じく高齢化が進む他の市内３団地自治会に呼びかけ、４団地自治会共同で上尾市及びUR都市機構埼玉支社と高齢者問題に関する懇談会を行い、上尾市及びUR都市機構に対し、具体的な高齢者対策を求めた。

第２節　自治会等の取組み（活動の経緯）

これらの動きと並行して、尾山台団地自治会（以下、「自治会」という。）は、社会福祉協議会尾山台団地支部（以下、「社協支部」という。）と連携し、民生委員やボランティアの協力を得て、「敬老会」（昭和50年）、「落語会」（平成１年）、「五月会」（障害者リハビリ体操）（平成８年、月２回）、配食サービス（平成10年、週４回）等を行ってきたが、平成13年以後これ等の活動を加速した。平成13年以後の主な取組みは以下のとおりである。

なお、尾山台団地では、自治会が子育て支援活動にも取り組んでいるので、参考までに高齢者福祉活動の末尾に主な「子育て支援活動」を紹介する。

第３節　尾山台団地における主な高齢者福祉活動

①平成13年～　**ふれあい喫茶**…月１回、毎回150人前後参加、団地外からも参加
②平成16年～　**食事会**…年３回、70歳以上が対象（内１回は75歳以上の単身者）
③平成17年～　**福祉相談**…週２回、相談員は市社協委託のコーディネーター
④平成17年～　**おしゃべりの会**…週１回、10～20人が楽しく交流
⑤平成17年～　**ラジオ体操**…毎日、30人前後の方々が楽しく体操
⑥平成18年～　**尾山台たすけあい友の会**…在宅支援活動
　＊本事業の母体的組織、平成24年度からNPOに移管
⑦平成18年～　**映画会**…月１回、毎回30～50人　団地外からも参加
⑧平成20年～　**クリスマスコンサート**…年１回、中学生の参加（出演）
⑨平成20年～　**尾山台みんなのひろば開設**…福祉活動の拠点
＊上尾市がＵＲ都市機構から空施設を借上げ、自治会に無償貸与し福祉事業の実施を委託
⑩平成21年～　**埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業**
　＊本事業の全身的事業
⑪平成22年～　**NPO法人ふれあいねっと設立**
　＊団地外の方々とも連携して福祉活動を進めるため
⑫平成22年～　**ふれあい食堂開設**
　＊ＮＨＫテレビ等で放送
⑬平成23年～　**高校野球観戦会**
　＊高齢者の交流と節電貢献
⑭平成24年～　**独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業**
　＊本事業
⑮平成24年～　**見守り生活サポート事業**…センサー付き機器による24時間見守り
　＊埼玉県高齢者地域つながり再生事業（上尾市）（NPO）
　＊原市団地、尾山台団地及び西上尾第一団地自治会と提携実施

⑯平成24年～　**健康まちづくりワークショップ**（高齢者の健康維持）…月１回
＊UR都市機構と提携・ウォーキング等

(参考)

【尾山台団地における主な子育て支援活動】

①昭和55年～　**親子の集い**…月１回、市の保健師等も協力　毎回40～50組の親子が参加
団地外からも参加（団地の親子は15組以下）

②平成22年～　尾山台みんなのひろばが埼玉県**「赤ちゃんの駅」**指定

③平成23年～　**「子ども広場」**開設（尾山台みんなのひろば内）

④平成24年～　**親子パラソルカフェ･･･**月１回、UR都市機構と提携

第３章　ＮＰＯ法人の設立

第１節　周辺地域の状況

第２章第２節で述べたように、尾山台団地では、自治会が社協支部と連携し、民生委員その他のボランティアの協力で様々な福祉活動を行っている。

一方、尾山台団地の周辺地域（瓦葺地区）には、約7,000世帯17,800人が生活している。これらの地域は、尾山台団地に比べ高齢者率や単身高齢者率は低いが、商店等は尾山台団地より少なく、医療機関も人口比では極めて少ない。また、これらの地域では、一部にサロン活動があるが、在宅生活支援等の福祉活動は極めて少ないことから、尾山台団地の福祉活動への参加を望む住民も少なくない。既にふれあい喫茶をはじめ、一部の活動には周辺地域の住民も参加している。

第２節　自治会組織の性格

自治会は、そこに住む人々が「住みよいまち」をつくるために、協働して地域内の様々な課題解決に取り組むとともに、親睦を図りながらまちづくりを進める自治組織である。自治会は任意団体であるが、一般的には一定の地域単位で組織されており、他地域の住民は活動の対象とされない。自治会の運営は、自治会費および会員のボランティア活動によって支えられている。

尾山台団地自治会は、尾山台団地の居住者によって構成されており、したがって、尾山台団地周辺地域の住民が尾山台団地自治会主催の諸活動に参加することは、団地住民の感情的問題ばかりでなく、自治会という組織的性格上の問題もある。

第３節　NPO法人設立の必要性

本章第１説で述べたように、尾山台団地での各種福祉活動には、周辺地域の多くの住民から参加希望があり、またすでに一部の活動に周辺地域の住民が参加している現状において、自治会本来の性格および尾山台団地の住民（自治会会員）感情等を考慮する中で、NPO法人（特定非営利活動法人）の設立の必要性が生じてきた。

NPO法人は、NPO法人法によって「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的」（同法第２条）と規定されており、尾山台団地とその周辺地域との問題解決に適したものである。加えて、NPO法人は法人格を有することで、第三者からの寄付や自治体等からの事業委託を受けやすくなるというメリットもある。

このようなことから、平成22年９月、尾山台団地自治会役員有志が発起人となり、「NPO法人ふれあいねっと」（以下、「NPO法人」という。）が設立され、従来の自治会組織を越えた団地周辺地域の住民をも対象とした福祉活動を行うべく体制が整備された。

その結果、これまで団地自治会及び社協支部が行ってきた事業を、NPO法人が承継し、これらの団体と連携して実施することにより、自治会の制約を越えた団地周辺地域（瓦葺地域）の住民を交えた事業としての発展が期待でき、これらの地域における高齢者の見守り、相互交流及び自立支援に寄与するものと考えている。

第４節　NPO法人ふれあいねっと

平成22年９月に設立されたNPO法人は、団地自治会及び社協支部と連携し、現在次のような活動を行っている。

1. たすけあい友の会（在宅支援組織）

たすけあい友の会の活動は、本事業の中心的活動であるので、後述する。

2. ふれあい食堂

高齢化の進行による購買力の低下等の影響もあり、尾山台団地内から食堂がなくなったことから、高齢者、特に単身高齢者にバランスの良い食事を低廉な価格で提供することにより、高齢者の見守りと自立支援を兼ねた事業として、平成22年10月から団地センターの空店舗（元食堂）をUR都市機構から借り受け、「ふれあい食堂」を開店した。

ふれあい食堂は、家庭の主婦ボランティアにより運営されており、当初は午前11時から午後８時まで開店（営業）したが、高齢者が夕方は外出しないことやボランティア確保が難しいこともあって、現在は昼食の提供を中心に午前11時から午後２時の開店（営業）となっている。

なお、ふれあい食堂は、NHKで放映（平成22年10月27日）されたのをはじめ、TV東京などでも取り上げられ、また、朝日、毎日、読売、日本経済および埼玉新聞などでも取り上げられている。

3. 見守り生活サポート支援事業

平成24年10月から、埼玉県高齢者地域つながり再生事業（上尾市）の助成金を受け、尾山台団地、原市団地及び西上尾第一団地の３団地自治会と提携して、電子機器「見守りリンク」等による高齢者見守りサポート事業を実施している。

(1)「見守りリンク」による24時間見守りサービス

12時間継続して生活反応がない場合、登録した家族や自治会等に自動的にメール連絡する機能を有する、センサー付き電子機器「見守りリンク」を50台購入し、尾山台団地、原市団地及び西上尾第一団地の各自治会と提携して実施中である。

(2) 携帯電話を利用した生活サポートサービス

登録された携帯電話メールアドレスに当ＮＰＯ法人や自治会から、定期的に生活情報や声かけ、各種イベント情報等を提供するサービスを実施している。

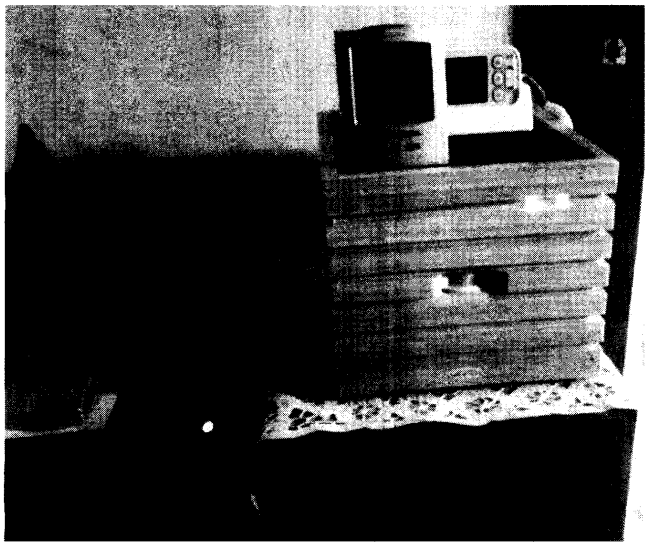

家庭に設置された「見守りリンク」

4. 尾山台商品券（地域通貨）の発行

団地内及び周辺地域商店の振興を図るため、ボランティア謝金を地域通貨「尾山台商品券」で支払っている（詳細は第４章第５節参照）。

第４章　高齢者の生活支援及び交流促進事業の取り組み

（独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業）

第１節　事業概要

1. 事業実施の目的

高齢化の進行と単身高齢者の増加という現状に対し、高齢者、障害者および子育て家庭（以下、「高齢者等」という。）で生活支援を必要とする方々に支援を行うことにより、高齢者等の在宅生活を支え、自立的生活を促すため。

2. 事業概要

NPO法人ふれあいねっとは、独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業（地域連帯活動支援事業）の助成を受け、「高齢者の生活支援及び交流促進事業」として、①在宅生活支援＝助け合い友の会（家事手伝い・車以外の付添い等）、②自動車による通院・買物の付添い、③食事会の開催および　④地域商品券（尾山台商品券）の発行の４つの事業を実施した。以下、各事業の準備過程からの取組み内容、成果、課題および展望等について説明する。

第２節　助け合い友の会（在宅支援活動（家事手伝い・車以外の付添い等））

1. 友の会の経緯

尾山台団地での在宅支援活動は、平成18年１月の「尾山台助け合い友の会」（以下、「友の会」という。）に始まる。その前年の平成17年９月、尾山台団地の高齢化率が25％を超え（表1）、自治会及び社協支部が高齢者対策の取組みを模索する中で、これまでボランティアが個々で行っていた、高齢者に対する家事手伝いや買い物代行、散歩の付添い等の在宅支援活動を組織的に行うことの重要性が提起された。

この問題提起を受けて、自治会及び社協支部では、共同して①組織の目的、②サービスの内容、③会員と会費、④利用方法および利用料金、⑤組織の運営、⑥規約等について議論を交わし、翌平成18年１月の「尾山台助け合い友の会」（以下、「友の会」という。）が発足した。

2. 友の会の目的

平成18年１月に発足した「友の会」は、その目的を「尾山台団地及び瓦葺地区に居住する高齢者、障害者及び産前産後の家庭で、何らかの生活活動上の支援を必要とする方に、支援サービスを行うことにより、自立を助けると共に、安心して生活できるよう支援することを目的」としている（友の会規約第１条）。

なお、平成21年に、一部利用者の介護保険サービスとの混乱を防ぐために、「会の支援サービスは、介護保険法によるサービス及び家政婦的サービスを行うものではない」旨を規約に付け加えた。

3. 友の会のサービス概要

友の会のサービス内容は次のとおりであるが、平成21（平成21）年度（11月）～平成23年度に埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業から、平成24年度に独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業の助成を受けた。これにより、①自動車による通院・買物の付添い、②食事会および　③尾山台商品券の発行が加わったが、サービス内容は、基本的には発足時と変わっていない。

なお、①自動車による通院・買物の付添い、②食事会および　③尾山台商品券の発行については、第３節以下で説明する。

【友の会のサービス】

①家事援助

・掃除、・洗濯、・買い物、・食事の準備（下ごしらえ）

②付き添い

・散歩、・通院、・買物

＊自動車による付添いは、平成21（平成21）年11月以後

③代　行

・役所等への書類提出

④修理

・電球交換、・水道パッキング交換、・家具移動等、・前記に準ずる簡単な作業

⑤子育て支援

・産前・産後のお手伝い

⑥食事会の開催

＊平成21年11月以後

⑦「尾山台商品券」の発行

＊平成21年11月以後

（注）友の会規約及びサービス一覧は、資料２及び資料３を参照のこと。

4. 会員と会費

友の会は、会員制度とし、発足時は尾山台団地自治会会員であることを会員の条件としたが、平成24年４月、友の会事業のNPO法人ふれあいねっとへの移管に伴い、条件を廃止し、「会の目的に賛同する方は、誰でも会員になる」（規約第４条）とした。

(1) 会員の種類

①利用会員　サービスを利用することを希望する方

②支援会員　サービスを提供する方

③賛助会員　会の目的に賛同し支援する方

(2) 会費等

①利用会員　・入会金　　1,000円

・　会　費（年額）1,000円

②支援会員　・入会金　　1,000円

・会　費（年額）1,000円

＊NPO法人の正会員は、支援会員の入会金及び会費は不要。

③賛助会員　・会　費（年額）一口3,000円以上

＊賛助会員の会費は、NPO法人の賛助会費に充当。

5. 利用方法と利用料金等

(1) 利用方法

①利用申込み

友の会のサービス利用希望者は、利用日の前日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始はその前日）の午前10時から午後２時までの時間内に事務局（自治会事務所、尾山台みんなのひろばまたは社協配食拠点）に申し込む。

②コーディネーターによる調整

・事務局は、前項の申込みがあると、速やかにコーディネーターに連絡し、コーディネーターが利用希望者と利用内容及び利用時間等を調整する。

③支援活動

コーディネーターの調整により、支援会員がサービス利用希望者宅に出向き支援活動を行う。利用者はサービスを受けたときは、支援会員にあらかじめ購入した「利用券」を渡すと共に、「支援サービス利用確認書」に確認印を押す。

なお、支援会員が支援活動を行うときは、身分証を提示する。

④利用時間及び利用回数

１日の利用時間は、自動車による付添及び食事会を除き、原則として２時間以内、利

用は１週間に３回までとする。

(2) 利用料金

①食事会以外のサービス　1時間当たり500円。ただし、自動車による付添いは、１施設の付添い（往復）を１時間とみなす。

なお、利用料金は、平成21年３月以前は、１時間当たり300円だったが、ボランティア謝金が1時間500円であったことから、収支バランスを図るため改定した。

②食事会　１回500円

③利用料金等の減免　生活困窮等、利用料金の支払いが困難と認められる場合は、入会金、会費及び利用料金を減免することができる。減免の認定は、民生委員の助言により友の会会長が行う。

④買い物、付き添い、代行及び修理等に要する費用（物品代、バス代及び駐車場代等）は、利用会員がその都度実費を負担する。

(3) 利用券

サービスを利用しようとする会員は、あらかじめ会が発行する「利用券」を購入し、利用料金は利用の都度、利用券（下記）で支払う。

(4) ボランティア謝金

支援会員およびコーディネーターには、１時間当たり500円の謝金を、「尾山台商品券」（本章第５節参照）で支払う。

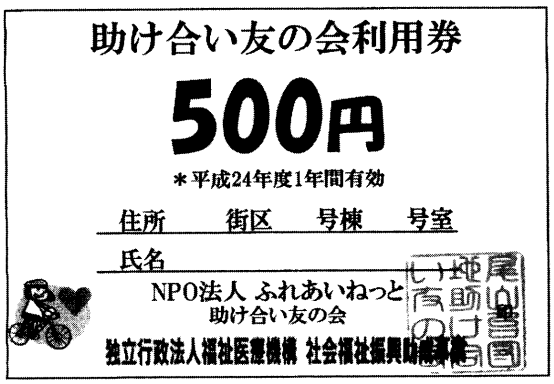
助け合い友の会利用券

500円

＊平成24年度1年間有効

住所　　街区　　号棟　　号室

氏名

NPO法人 ふれあいねっと

助け合い友の会

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

6. 会の組織・会則

(1) 組　織

友の会は、NPO法人内の組織であるが、独自の会員制をとっており、会の運営は、会長、副会長、事務局長、会計幹事及び幹事による役員会が、全体会、幹事会、支援会員会議及び事務局会議に諮って運営している。

(2) 会　則

友の会は、発足当初から会則を有しており、「会の目的」から「会の組織」までの全ての事項が会則として規定されている。また、会則には会員のプライバシーの保護等、会員の守るべき事項も規定されている。

7. 広報活動

友の会の広報活動は、主に尾山台団地自治会の広報誌によって行われている。尾山台団

地自治会の広報活動は活発で、年３～４回発行される機関紙「尾山台」の他、ほぼ毎月２回発行される「自治会だより」、その他回覧物があり、また、団地内数箇所にある掲示板や各階段下への掲示（177箇所）も適宜行われている。

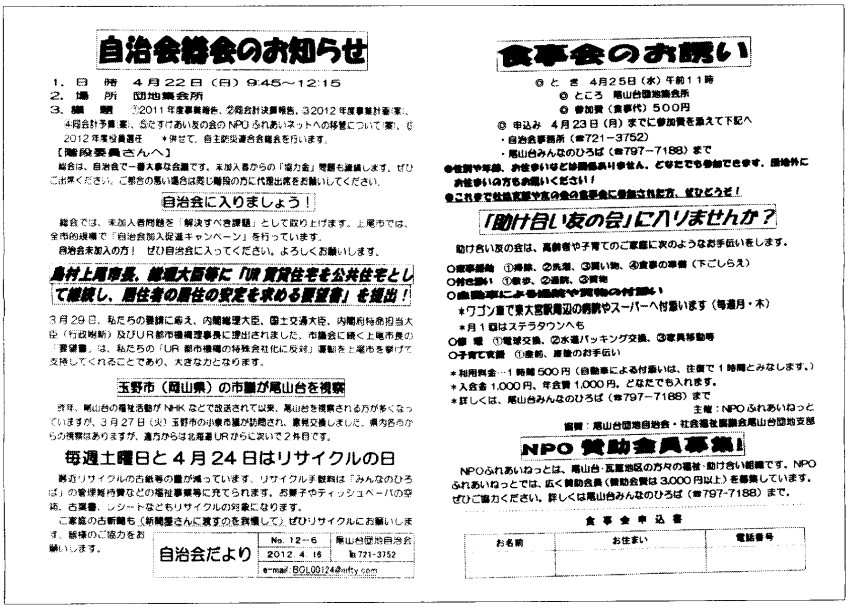

自治会総会のお知らせ

1．日　時　4月22日（日）9:45～12:15
2．場　所　団地集会所
3．議　題　①2011年度事業報告、②同会計決算報告、③2012年度事業計画（案）、④同会計予算（案）、⑤たすけあい友の会のNPOふれあいネットへの移管について（案）、⑥2012年度役員選任　＊併せて、自主防災連合会総会を行います。

【階段委員さんへ】
総会は、自治会で一番大事な会議です。未加入者からの「加力金」問題も議題します。ぜひご出席ください。ご都合の悪い場合は同じ階段の方に代理出席をお願いしてください。

自治会に入りましょう！

総会では、未加入者問題を「解決すべき課題」として取り上げます。上尾市では、全市的規模で「自治会加入促進キャンペーン」を行っています。
自治会未加入の方！　ぜひ自治会に入ってください。よろしくお願いします。

鳥村上尾市長、都市大臣等に「UR賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める要望書」を提出！

3月29日、私たちの要請に応え、内閣官房大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）及びUR都市機構理事長に提出されました。市議会に続く上尾市長の「要望書」は、私たちの「UR都市機構の特殊会社化に反対」運動を上尾市を挙げて支持してくれることであり、大きな力となります。

玉野市（岡山県）の市議が尾山台を視察

昨年、尾山台の福祉活動がNHKなどで放送されて以来、尾山台を視察される方が多くなっていますが、3月27日（火）玉野市の小倉市議が訪問され、意見交換しました。県内各地からの視察はありますが、遠方からは北海道URからについで２件目です。

毎週土曜日と４月24日はリサイクルの日

資源リサイクルの古紙等の量が減っています。リサイクル手数料は「みんなのひろば」の管理費や町会などの福祉事業等に充てられます。お菓子やティッシュペーパの空箱、古雑誌、レシートなどもリサイクルの対象になります。
ご家庭の古新聞も（新聞屋さんに渡すのを我慢して）ぜひリサイクルにお願いします。皆様のご協力をお願いします。

自治会だより　No. 12－6　2012. 4. 15　尾山台団地自治会　℡721-3752　e-mail: BGL00124@nifty.com

食事会のお誘い

◎とき　4月25日（水）午前11時
◎ところ　尾山台団地集会所
◎参加費（食事代）500円
◎申込み　4月23日（月）までに参加費を添えて下記へ
・自治会事務所（☎721－3752）
・尾山台みんなのひろば（☎797－7188）まで
●性別や年齢、お住まいなど地域係わりません。どなたでも参加できます。団地外にお住まいの方もお誘いください！
●これまで仕出し弁当の会食会に参加された方、ぜひどうぞ！

「助け合い友の会」に入りませんか？

助け合い友の会は、高齢者や子育てのご家庭に次のようなお手伝いをします。

○家事援助　①掃除、②洗濯、③買い物、④食事の準備（下ごしらえ）
○付き添い　①散歩、②通院、③買物
○自動車による病院や買物の付添い
＊ワゴン車で東大宮駅周辺の病院やスーパーへ付添います（毎週月・木）
＊月１回はステラタウンへも
○修　理　①電球交換、②水道パッキング交換、③家具移動等
○子育て支援　①登校、見守りのお手伝い
＊利用料金…１時間500円（自動車による付添いは、往復で１時間とみなします。）
＊入会金1,000円、年会費1,000円。どなたでも入れます。
＊詳しくは、尾山台みんなのひろば（☎797－7188）まで
主催：尾山台団地自治会・社会福祉協議会尾山台団地支部

NPO賛助会員募集！

NPOふれあいねっとは、尾山台・瓦葺地区の方々の福祉・助け合い組織です。NPOふれあいねっとでは、広く賛助会員（賛助会費は3,000円以上）を募集しています。ぜひご協力ください。詳しくは尾山台みんなのひろば（☎797-7188）まで。

食事会申込書

お名前	お住まい	電話番号

（「自治会だより」）

8．利用状況等

(1) 利用状況の概要

友の会の利用状況（サービス別・月別・利用時間　平成24年４月～25年２月）は、表３に示すとおり、全体で626時間である。これをサービスの種類別にみると、外出支援が492時間（78.6%）と全体の４分の３を占めている。この内訳をみると、自動車による病院への通院並びに買物支援（付添い）が309時間で、外出支援の95%（全体の74.6%）で、友の会サービスの４分の３を占める。

なお、自動車による病院への通院並びに買物支援（付添い）については、本章第３節において説明する。

外出支援以外では、買物代行・配食サービス78時間（12.5%）、室内清掃・家具移動・電球交換等が50時間（8.0%）、ゴミ梱包・ゴミ捨てが5時間（0.8%）の順である。

なお、ゴミ梱包・ゴミ捨てが少ないのは、現在尾山台団地では、上尾市及びＵＲ都市機構の関連会社がゴミ出しサービスを行っているため、友の会では競合を避けるため、積極的にはゴミ出しサービスを行っていないことによるものと思われる。

表3

「助け合い友の会」サービス別・月別・利用状況（平成24年4月～25年2月）

NPO法人ふれあいねっと

項目		利用時間												計	月平均	比率
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
買物代行・配食サービス		4	4	6	7	10	8	9	11	10	4	5		78	7.1	12.5%
外出支援（散歩、通院、買物等付添い）		40	76	38	43	46	50	42	41	40	28	48		492	44.7	78.6%
（内訳）	車での買物付添い	2	2	1	1	2	5	5	1	3	3	0		25	2.3	5.1%
	車での通院付添い	25	31	25	35	33	28	32	36	24	16	24		309	28.1	62.8%
	車以外の外出付添い	13	43	12	7	11	17	5	4	13	9	24		158	14.4	32.1%
室内清掃・家具移動・電球交換等		1	9	1	5	2	7	3	12	7	2	1		50	4.5	8.0%
ゴミ梱包、ゴミ捨て							1	4						5	0.5	0.8%
話し相手、見守り														0	0.0	0.0%
その他（友の会説明・会費集金、他）										1				1	0.1	0.2%
計		45	89	45	55	58	66	58	64	58	34	54		626	56.9	

(2) 利用者の動向

平成24年度（平成24年４月～25年２月）の利用登録者数は、延べ1,088人、１月平均98.9人である。表４は、友の会の利用登録者の年代別内訳を示すものである。友の会では利用の際利用者年代を把握していないので、利用者の年代については、友の会利用会員の登録者数で示してあるが、登録者数は年度当初（平成25年４月）の70人に対し、平成25年２月には115人と大幅に増加している。

利用登録者は、70歳代が54.5%と最も多く、次いで80歳代が34.5%であるが、60歳代も6.7%、50歳代も2.3%ある（50歳代の利用はない）。

利用登録者を男女別にみると、女性が78%と圧倒的に多い。

表4

「助け合い友の会」 月別 年代別 利用者登録数（平成24年4月～25年2月）

NPO法人ふれあいねっと

（単位：人）

年	月	40代			50代			60代			70代			80代以上			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成24年	4月		1	1		1	1	1	4	5	6	33	39	5	19	24	12	58	70
	5月		1	1		1	1	2	4	6	6	37	43	7	22	29	15	65	80
	6月		1	1		2	2	2	5	7	8	37	45	7	23	30	17	68	85
	7月		1	1		2	2	2	5	7	9	40	49	7	25	32	18	73	91
	8月		1	1		2	2	2	5	7	9	40	49	6	27	33	17	75	92
	9月		1	1		2	2	2	5	7	11	49	60	9	27	36	22	84	106
	10月		1	1	1	2	3	2	5	7	13	50	63	10	27	37	26	85	111
	11月		1	1	1	2	3	2	5	7	13	51	64	10	28	38	26	87	113
	12月		1	1	1	2	3	2	5	7	12	49	61	10	29	39	25	86	111
平成25年	1月		1	1	1	2	3	2	5	7	12	50	62	11	30	41	26	88	114
	2月		1	1	1	2	3	2	5	7	12	51	63	11	30	41	26	89	115
	3月			0			0			0			0			0	0	0	0
計		0	11	11	5	20	25	21	53	74	111	487	598	93	287	380	230	858	1,088
月平均		0.0	1.0	1.0	0.5	1.8	2.3	1.9	4.8	6.7	10.1	44.3	54.4	8.5	26.1	34.5	20.9	78.0	98.9
比 率			100.0%	1.0%	20.0%	80.0%	2.3%	28.4%	71.6%	6.8%	18.6%	81.4%	55.0%	24.5%	75.5%	34.9%	21.1%	78.9%	

（注）男女欄の比率は当該年代比、計欄の比率は全体比である。

(3) 利用時間

利用時間は、平成24年度（平成24年4月～25年2月）で626時間、１月平均56.9時間である。

表５は、年代別利用状況（時間）である。利用者は、80歳代が280時間（44.7%）、70歳代が271時間（43.3%）と拮抗しており、60歳代が75時間（12.0%）で、50歳代の登録者は2.3%あるが、利用はない。このことは、友の会が70歳代以上の高齢者に有効に利用されていることを示している。利用時間を男女別にみると、利用登録者に比例して女性が79.1%と圧倒的に多い。

利用状況は、全体的に冬季の利用が少ないが、これは高齢者の外出状況を反映しているといえよう。

表5

「助け合い友の会」 月別 年代別 利用時間（平成24年4月～25年2月）

NPO法人ふれあいねっと

（単位：時間）

年	月	40代			50代			60代			70代			80代以上			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成24年	4月			0			0		11	11	3	17	20	4	10	14	7	38	45
	5月			0			0		14	14	3	43	46	7	22	29	10	79	89
	6月			0			0		3	3	1	15	16	8	18	26	9	36	45
	7月			0			0		6	6	5	21	26	4	19	23	9	46	55
	8月			0			0		9	9	2	21	23	11	15	26	13	45	58
	9月			0			0		6	6	1	26	27	8	25	33	9	57	66
	10月			0			0		5	5	5	22	27	6	20	26	11	47	58
	11月			0			0		11	11	18	3	21	8	24	32	26	38	64
	12月			0			0		5	5	11	14	25	6	22	28	17	41	58
平成25年	1月			0			0		3	3	9	3	12	5	14	19	14	20	34
	2月			0			0		2	2		28	28	6	18	24	6	48	54
	3月			0			0			0			0			0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	75	75	58	213	271	73	207	280	131	495	626
月平均		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8	6.8	5.3	19.4	24.6	6.6	18.8	25.5	11.9	45.0	56.9
比 率									100.0%	12.0%	21.4%	78.6%	43.3%	26.1%	73.9%	44.7%	20.9%	79.1%	

（注）男女欄の比率は当該年代比、計欄の比率は全体比である。

9. ボランティア状況

尾山台団地でボランティア活動に参加している者は、正確には把握できないが、100人を下回ることはない。その中、友の会の支援会員として登録している者は39人（平成25年３月１日現在）である（表６）。

ボランティアを年代別、性別にみると、60歳代と70歳代がそれぞれ17人（43.6%）で、全体の89.2%を占め、ボランティアも高齢者によって支えられていることが分る。

また、男女別には、男性46.2%、女性53.8%で、やや女性が多い。

ボランティア活動に参加している者は、100人を下回わらないと前述したが、ボランティアの不足は慢性的で、まだまだ多くのボランティアが求められている。

表6

「助け合い友の会」 年代・性別 ボランティア登録者数（平成25年3月1日現在）

NPO法人ふれあいねっと

年代	39以下			40代			50代			60代			70代			計		
性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人数	1	1	2	1	1	2		1	1	6	11	17	10	7	17	18	21	39
男女比	50.0%	50.0%		50.0%	50.0%			100.0%		35.3%	64.7%		58.8%	41.2%		46.2%	53.8%	
全体比	5.6%	4.8%	5.1%	5.6%	4.8%	5.1%		4.8%	2.6%	33.3%	52.4%	43.6%	55.6%	33.3%	43.6%			

第３節　自動車による病院への通院及び買物の付添い

1. 取組みの契機と目的

尾山台団地の高齢者率は、平成21年に32.9%に達し、市内４団地中もっとも高く、加えて１世帯当たりの平均人口が1.91人と、２人を大きく割り込み、単身高齢者も約250人を超えるという事態に至っていた。その結果、尾山台団地の自治会及び社協支部での会合等において、病院への通院や買物等に不便をきたしている高齢者が多いとの声が上がり、自治会等では、対策に苦慮していた。

尾山台団地は、第１章第４節「尾山台団地の生活環境」において述べたように、交通環境的には、JR東大宮駅まで約２kmの距離にあり、尾山台団地―JR東大宮駅間にはバスも日中１時間に３往復以上運行されている。しかし、高齢者、特に歩行等に支障のある高齢者にとっては、この環境すら容易ではなく、特に歩行等に支障のある高齢者にとっては、駅から数10m～数100mの距離にある医療機関への通院や商店への買い物にも不自由している方も少なくない。

このような中、団地自治会では平成21年11月、埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業助成により、高齢者にとっては「遠方」にある病院やスーパー等への通院や買物を支援するため、自動車による病院への通院及び買物の付添い事業を実施した。

本事業は、平成24年度からはNPO法人ふれあいねっとに移管し、独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業の助成を受けて継続されている。

2. アンケート調査

実施に当たっては、先ず住民のニーズを把握すべく、団地居住者を対象にアンケート調査を行った（表７）。

アンケートは、①通院、②買物、③付添いについて行い、50.4%の回答を得た。

なお、回答には、高齢者ではない者のものも交じっているが、多くは高齢者の回答とみている。

(1) 通院

通院に関しアンケートから分かったことは、

①80.7%の者が何らかの病気で通院している。

②通院している病院は、東大宮方面が51.5%と最も多く、次いで大宮及び上尾方面が各15.8%であった。

③病院までの交通機関は、自家用車が23.3%と多いが、その他が55.5%と半数以上を占めているが、設問に「バス」を落としていたことから、ほとんどがバスだと思われる。

④通院回数は、月1回（28.6%）、同2回（25.0%）が多いが、20.4%の者が週1～3回通院している。

⑤付添いが必要と答えた者は8.8%であった。

(2) 買い物

買い物に関しアンケートから分かったことは、

①買い物の場所は、地元が72.5%で、その他は全て駅付近のスーパーである。
これは、地元のスーパーが食料品しかないため、食料品は地元スーパーを利用する者が多いと考えられる。また、東大宮駅付近のスーパーまで足を運ぶ者も多い。

②買い物回数は、約3分の2（65.3%）が週3回以上と答えている。

③日用品の主な買い物場所は、全て駅付近のスーパーであるが、13.4%が自動車で約20分を要するスーパーまで行っている。

④日用品の買い物回数は、半数以上（55.0%）が週1回と答えている。

(3) 付添い

付添いに関しアンケートから分かったことは、

①60.5%が友の会を知っているが、「知らない」と答えた者も37%あり、周知不足を知らされた。

②友の会を利用したことがある者は、わずか2.9%にとどまっている。ただし、この数字は利用者の実態とやや乖離がある。

③車による付添いサービスの利用希望者は20.6%である。

④付添いサービスの利用目的は、通院が41.6%、買物が21.2%である。

⑤買物の方向は、買い物場所と比例しているが、上尾駅方面が10.1%ある。

⑥送迎（付添い）の利用回数は、週1回（27.9%）が最も多く、次いで週2回（14.7%）、週3回（4.8%）である。

⑦車の利用料金は、300円（20.4%）、200円（15.3%）が多く、500円以上は12.6%である。

表7

付 添 い ア ン ケ ー ト 集 計 表

（2009年7月31日　尾山台団地自治会）

1. 通 院　　回収率　50.40%

	設問／回答		回答数	比率
1	現在通院	①している	384	80.7%
		②していない	88	18.5%
		小　計	472	
2	病院の方向（複数回答）	①東大宮	245	51.5%
		②蓮田	18	3.8%
		③大宮	75	15.8%
		④上尾	75	15.8%
		⑤その他	145	30.5%
		小　計	558	
3	交通機関	①病院送迎車	4	0.8%
		②タクシー	39	8.2%
		③自家用車	111	23.3%
		④その他	264	55.5%
		小　計	418	
4	通院回数	①週1回	34	7.1%
		②週2回	36	7.6%
		③週3回以上	27	5.7%
		④月1回	136	28.6%
		⑤月2回	119	25.0%
		⑥月3回	11	2.3%
		⑦その他	66	13.9%
		小　計	429	
5	付き添い	①必要	42	8.8%
		②不必要	326	68.5%
		小　計	368	

2. 買 物

	設問／回答		回答数	比率
1	買物場所（複数回答）	①地元商店	345	72.5%
		②スーパーA	184	38.7%
		③スーパーB	134	28.2%
		④スーパーC	236	49.6%
		⑤スーパーD	201	42.2%
		⑥スーパーE	47	9.9%
		⑦スーパーF	28	5.9%
		⑧その他	84	17.6%
		小　計	1,259	
2	買物回数	①週1回	32	6.7%
		②週2回	83	17.4%
		③週3回以上	311	65.3%
		小　計	426	
3	日用品等の買物場所（複数回答）	①スーパーA	276	58.0%
		②スーパーB	93	19.5%
		③スーパーC	83	17.4%
		④スーパーD	218	45.8%
		⑤スーパーE	36	7.6%
		⑥スーパーF	64	13.4%
		⑦ホームセンターA	48	10.1%
		⑧衣料品スーパーA	92	19.3%
		小　計	910	0.0%
4	日用品等の買物回数	①週1回	262	55.0%
		②週2回	61	12.8%
		③週3回以上	50	10.5%
		小　計	373	

	設問／回答		回答数	比率
1	友の会を	①知っている	288	60.5%
		②知らない	176	37.0%
		小　計	464	
2	利用したことが	①ある	14	2.9%
		②ない	423	88.9%
		小　計	437	
3	車による付添いサービス	①利用する	98	20.6%
		②利用しない	100	21.0%
		③わからない	236	91.2%
		小　計	434	
4	利用目的	①通院	198	41.6%
		②買物	101	21.2%
		小　計	299	

	設問／回答		回答数	比率
5	買物方向（複数回答）	①東大宮方面	196	41.2%
		②ステラタウン	68	14.3%
		③上尾方面	48	10.1%
		④その他	31	6.5%
		小　計	343	
6	送迎回数	①週1回	133	27.9%
		②週2回	70	14.7%
		③週3回	23	4.8%
		④週4回	7	1.5%
		⑤毎日	6	1.3%
		小　計	239	
7	利用料金	①100円	39	8.2%
		②200円	73	15.3%
		③300円	97	20.4%
		④400円	23	4.8%
		⑤500円以上	60	12.6%
		小　計	292	

3. 道路運送法との調整

上記アンケート調査の結果、高齢者に対する自動車による通院・買物支援は一定のニーズがあるとの結論に至り、具体的検討を始めた。先ず問題になったのが「道路運送法」である。

(1) 道路運送法

道路運送法は、例外として市町村運営、過疎地および福祉等に関して有償運送を認めてはいるが、基本的には「自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」（第78条）と規定している。

自動車による通院・買物支援活動は、対象者が高齢者に限定されるとはいえ、福祉有償運送以外は、一定の料金（有償）を徴収すると道路運送法に触れることとなる。

(2) 福祉有償運送

福祉有償運送は、身体障害者等、一人では公共機関の利用が困難な者に対しては、営利とは認められない対価で個別輸送サービスを行うことができるというものであるが、対象者が身体障害者手帳保持者や要介護認定者等に厳しく制限されている。

自動車による通院・買物支援活動は、対象者が高齢者ではあるが、身体障害者手帳保持者や要介護認定者等は少なく、福祉有償運送の対象とはなり難い。

(3) 「付添い」サービス

上記の検討の結果、自動車による通院・買物支援活動は、道路運送法の例外（福祉有償運送）

に該当しないとの結論に至ったことから、自治会では役員が国土交通省に出向き相談員に相談した結果、友の会で行っている「付き添い」の延長として行うこととした。

その結果、利用者から乗車料金等は徴収せず、友の会のサービスと同額の1時間500円の利用料で通院・買物を支援することとなった。

なお、付き添いに関しては、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の担当官からも、有償運送にならないよう指導を受けている。

4. 付添い自動車（助け合い号）のリース契約

付添い自動車（10人乗りワゴン車）は、民間自動車関係会社とリース契約を結び確保した。自動車の愛称は「助け合い号」とした。（表紙写真参照）

5. ボランティアの確保

自動車による付添い事業の実施に当たって、運転および付添いボランティアの確保は欠かせない。ボランティアについては、自治会の広報紙やポスター等で募集したところ、運転ボランティアについては、現役時代自動車運転関係業務に従事していた方を中心に４～５名の応募があり、お願いすることとした。また付添いボランティアについては、友の会支援会員により行うこととした。

6. 付添い先

付添い先については、先に行ったアンケート結果を参考に決めた。

病院については、上尾市中央部の総合病院を望む声もあったが、当該病院までは尾山台団地から片道30分以上を要することもあり、東大宮駅周辺の病院とした。

また買物については、これも東大宮駅周辺のスーパーを中心とし、月１回は尾山台団地から片道20分程度の大型ショッピングモールを対象とした。特に大型ショッピングモールを対象とした理由は、商品が豊富であることもさることながら、一般的に大型ショッピングモールのようなところを散策することを好む女性の特徴を加味したものである。

7. 運行スケジュール

付添い自動車（助け合い号）の運行スケジュールは、下記のとおりとした。

①運行日　毎週月曜日および金曜日

②運行時間

第１便　尾山台団地自治会事務所発９:00

第２便　同10:30

第３便　同12:00　（計３便）

8. 行程等

尾山台団地→東大宮駅西口付近の病院（３箇所）→東大宮駅東口付近等の病院（４箇所）・スーパー（４箇所）→尾山台団地（所要時間、約45分）

＊第３木曜日は、東大宮駅東口付近等の病院等の後、前記大型ショッピングモールを経由。

9. 利用方法

①付添い自動車（助け合い号）の利用希望者は、希望日の前日までに事務局に申込み利用券（本章第２節５参照）を購入する。

＊利用者は、原則として「友の会」会員である。

②申込みに対し、コーディネーターがワゴン車への付添いボランティア（支援会員）の調整等を行う。

＊付添い自動車（助け合い号）には、運転ボランティア以外に、必ず付添いボランティアが付添い乗車する。

③利用希望日に、付添いボランティアが乗車して、利用者を自宅から希望する病院等まで付添い送迎する。

＊付添いボランティアは、基本的に病院の受付まで付添う。

＊助け合い号は、尾山台団地自治会事務所横から発着するが、希望に応じて利用者の自宅階段下での乗降にも応じている。

＊利用者は、一般的には第１便で目的施設に行き、第２便以後で帰宅する。

10. 利用料金、ボランティア謝金等

①利用料金　１時間500円

＊施設1箇所往復を、友の会利用の１時間相当と換算。２施設を回る場合は２時間相当とする。

②支援ボランティア（付添い）謝金　１時間500円

③コーディネーター謝金　１時間500円

④運転ボランティア謝金　１時間500円

11. 広報活動

付添い自動車（助け合い号）の広報活動は、後記第４節の食事会と併せて、主に尾山台団地内数箇所にある掲示板や各階段下（177箇所）へのポスター掲示で行われている。加えて、ほぼ毎月２回発行される「自治会だより」および年３～４回発行される機関紙「尾山台」等で適宜行われている。

12. 利用状況

自動車による病院への通院並びに買物付添いの利用状況は、表３で示したとおり、利用時間計334時間で、友の会サービス全体の67.9%を占めている。中でも病院への付添いは309時間で、自動車による付添いの92.5%、全体のサービス中でも62.8%を占めている。

13. 付添い自動車「助け合い号」への期待

高齢者にとって、自動車による付添いサービスへの期待は大きなものがある。特に東大宮駅から徒歩10分にある東大宮総合病院（尾山台団地から自動車で約10分）が、来年秋には尾山台団地から自動車で約20分の場所に移転することとなっていることから、高齢者の不安は大きく、付添い自動車「助け合い号」への期待は大きい。

第４節　食事会の開催

1. 取組みの経緯と目的

高齢者、特に単身高齢者にとっては、適切な食事管理は重要である。尾山台団地においては、この問題に対応するために第２章第３節で示したように、平成13年から「ふれあい喫茶」（月１回、軽食もある）をはじめ、平成16年からは社協支部が70歳以上の高齢者対象とした「食事会」（年２回）、並びに75歳以上の単身高齢者とした食事会（年１回）が開催されている。

これまで再三述べたように、尾山台団地の高齢化、分けても単身高齢者の増加は、高齢者の食事管理の適正化と相互交流の重要性を極めて切実なものとしている。

このような中、尾山台団地自治会では平成21年11月、高齢者等（特に単身高齢者）を対象に、定期的に食事会を開催することにより、高齢者の食事管理、相互交流を促進し、高齢者の健康維持、孤立防止と見守りを図ることを目的に、埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業助成により、毎月１回の「食事会」を実施した。

本事業は、平成24年度からNPO法人ふれあいねっとに移管し、独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業の助成を受けて継続されている。

2. 会場等

食事会は、会場の確保から始まった。幸い尾山台団地には団地集会所と「尾山台みんなのひろば」の２つの施設があり、どちらも160㎡～170㎡の広さがある。「尾山台みんなのひろば」は、第２章第３節で紹介したが、平成20年8月、上尾市がUR都市機構から空施設を借上げ、自治会に無償貸与し福祉事業の実施を委託した施設である。

平成21年11月に食事会を始めた当初は、自治会が主催し、食事会の参加者を「友の会会員」としたこともあり、参加者は20人～30人であったことから「尾山台みんなのひろば」で行った。

平成24年４月からは、独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業としてNPO法人が主催することになり、参加者の条件を廃止したことにより、参加者が増えたことから、「尾山台みんなのひろば」より厨房施設が完備している団地集会所で行われた。

3. ボランティアの確保

食事会のボランティアは、平成24年４月からは参加者を50人と想定して、10人を募集、依頼した。ボランティアは、主に友の会支援会員や「ふれあい食堂」ボランティアにお願いした。

4. 食事会の実施

(1) 準備・メニュー

食事会のメニューや食材購入等の役割は、ボランティアが食事会開催の前の週に協議して決定する。メニューは栄養バランスに考慮し、食材は極力地元スーパーで購入する。

また、１回の食材費は利用者の参加費（500円）と同額である。

(2) 食事会

食事会は、毎月１回、第3曜日の午前11時～午後1時30分で実施した。毎回午前11時から約１時間程度、栄養士や保健師等を招いて食事や栄養管理等に関する講演会を行い、その後に食事を摂る。食事中は極力同席者同士の交流の促進に留意する。

5. 利用方法

食事会への参加希望者は、当該週の月曜日までに事務局に申込み、利用券（本章第２節５参照）を購入すれば、食事会に参加できる。

6. 利用料金、謝金等

①利用料金　１回（１食）　500円
②支援ボランティア謝金（準備、賄い等）１時間500円
③コーディネーター謝金　１時間500円
④講師謝金　１回5,000円

7. 広報活動

食事会の広報活動は、前節「付添い自動車（助け合い号）」と同様、主に尾山台団地内数箇所にある掲示板や各階段下（177箇所）へのポスター掲示で行われている。加えて、ほぼ毎月２回発行される「自治会だより」および年３～４回発行される機関紙「尾山台」等で適宜行われている。

8. 利用状況

(1) 利用状況

平成24年度の食事会の利用状況は、表8に示すとおりである。平成24年４月から平成25年３月までの10回の開催で（６月は台風、８月は猛暑で中止）、述べ404人の参加があった（１回平均40.4人）。

(2) 男女別、年齢別利用状況

男女別では、女性の参加者が圧倒的に多く85.7%を占めており、男性の参加が今後の課題である。

年代別に見ると、70歳代が最も多く（41.9%）、次いで60歳代（25.9%）、80歳代（22.3%）となっており、友の会の利用者（表５）とは異なっている。

(3) 団地周辺地域からの参加

食事会には、毎回１～２名の団地周辺地域からの参加者があるが、平成24年度後半からは団地に隣接したところにあるグループホームの入居者が、組織的に参加するようになり、本事業の普及が進んだものといえる。

(4) 食事会への期待

表８に見るように、食事会参加者の81.4%が平成25年度も「ぜひ継続」を、残りの18.8%も「できれば継続」を望んでいる。

表8

食事会月別・年代別参加者

（平成24年4月～25年3月）

NPO法人ふれあいねっと

回	開催 年　月	年代						男	女	計
		90代	80代	70代	60代	50代	その他			
1	平成24年　4月		4	12	9	1		7	30	37
2	5月		12	16	10			6	34	40
3	7月		7	9	10			5	25	30
4	9月		5	15	10			4	26	30
5	10月		12	22	12	2		6	45	51
6	11月		9	19	9			5	34	39
7	12月		13	18	11	1		6	42	48
8	平成25年　1月		9	20	10		1	5	35	40
9	2月		10	21	13		1	8	40	48
10	3月		10	15	13	1		6	35	41
計		0	91	167	107	5	2	58	346	404
比率		0.0%	22.5%	41.3%	26.5%	1.2%	0.5%	14.4%	85.6%	100.0%

（注）6月は台風、8月は猛暑のため中止した。

平成25年度の希望

ぜひ続けて	できれば続けて	計
35	8	43
81.4%	18.6%	

第５節　尾山台商品券（地域通貨）の発行

1. 商品券発行の目的

第１章第４節２「商店の減少」で述べたように、高齢化の進行に伴い尾山台団地および周辺地域において商店が減少している。加えて本章第３節「自動車による病院への通院及び買物の付添い」事業の実施は、たとえ団地およびその周辺地域には衣料品や日用品雑貨を扱う商店がないとはいえ、団地およびその周辺地域の商店に少なからぬ影響を与えることとなる。

尾山台商品券（地域通貨）の発行は、このような自動車による通院および買物付添い事業の地元商店に対する影響を少しでも少なくするため実施したものである。

2. 商品券の実施

(1) ボランティア謝金

尾山台商品券（地域通貨）は、友の会等のボランティア謝金を商品券で支払うことで実施した。

(2) 商品券の流通

尾山台商品券（地域通貨）の発行に当たっては、平成21年９月、地元の二つの商店会と協定書を交わし、29店舗での商品券の流通を可能なものとした。

商品券は、簡単には偽造できないような方法で印刷した。

(3) 商品券の効果

平成24年度の商品券の発行は、約40万円相当額であるが、実際の効果はそれ以上には達するものと考えている。

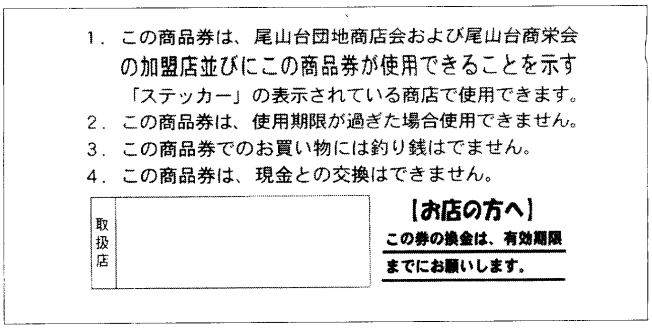

第６節　連携団体

本事業は、NPO法人ふれあいネットが実施主体となり、尾山台団地自治会（以下、「自治会」という。）および上尾市社会福祉協議会尾山台団地支部（以下、「社協支部」という。）と連携して行ったものである。各団体の役割分担は以下のとおりである。

1. NPO法人ふれあいねっと

①NPO法人は、本事業の実施主体として、本事業を企画し、独立行政法人福祉医療機構への助成金の申請および交付決定後の諸手続きを担当した。

③NPO法人は、連携団体である自治会および社協支部との連絡調整を図った。

④NPO法人は、対外的交渉として主に次の事項等を行った。

・自動車のリース契約

・付添い自動車運行にかかる国土交通省および運輸局との協議

・付添い自動車運行先の病院および商店等との調整
・商店への尾山台商品券の流通調整
・付添い自動車運行先の病院および商店等との調整
・商店への尾山台商品券の流通調整

2. 自治会

自治会は、本事業の連携団体として、社協支部と共に事業主体であるNPO法人を支え、に以下のことを担当した。

①自治会が使用権を有する自動車をNPO法人に貸与した。

②団地内での広報活動（機関紙「尾山台」および「自治会だより」での本事業の普及）を担当した。

③上尾市の「区長会」等を介し、本事業の外部への普及宣伝を行った。

3. 社協支部

社協支部は、本事業の連携団体として、自治会と共に事業主体であるNPO法人を支え、主に以下のことを担当した。

①社協支部に所属するボランティア活動家の本事業への協力を進めた。

②本事業を一部（友の会の運営）共催することにより、本事業の円滑な実施に努めた。

第７節　事業経費

本事業の事業経費（予算）は、別添資料１に示す。

第８節　本事業の効果

本事業の実施は、尾山台団地での効果に止まらず、関係者に関心と影響を与え、他団体との交流や他団体での同様事業の実施等が促進された。

1. 利用者等への効果

本事業の実施は、尾山台団地及び周辺地域の高齢者の対しては大きな影響（効果）を与えた。

①在宅支援（助け合い友の会）活動（第4章第２節）にあっては、買い物代行や家具の移動等をはじめ、散歩や団地内商店への付添い等により、高齢者の生活環境の改善が図られた。

②自動車による通院や買物付添い（第４章第３節）にあっては、これまで通院できなかった医療機関の利用により健康回復が図られ、また、遠距離スーパーへの買物が可能となったことにより生活改善が図られた。

③食事会（第４章第４節）にあっては、栄養バランス良い食事だけでなく、毎回食事前に行われた「栄養管理」等に関する講習会による意識改善が図られると共に、団地外周辺地域の方々との交流も図られた。

④これらの効果は、アンケート等を取らなかったため、数字的には示されないが、利用者との日常的対応により推定できる。

なお、次年度以後においては、これ等のことについて適時記録し、本事業の普及に役立つよう努めたい。

2. 地方自治体等への影響

本事業の取組みが平成22年度以後マスコミ等で報道されたことにより、尾山台団地自治会等

に地方自治体等からの問い合わせが増えた。

岡山県玉野市では、本事業に関心を持ち、平成24年３月以後、同市市議会議員が調査に来訪したのをはじめ、同市玉原市民センターから数回にわたる問い合わせがあり、情報交換を重ねると共に、NPO法人の「助け合い友の会会則」等、関係情報を提供した。その結果、同市においては、平成25年度を目処に本事業と同様の事業を開始する予定である。

また、三重県津市や長崎県長崎市からも、本事業に関する問い合わせがあり、関係情報を提供した。

3. 上尾市への影響

①上尾市では、平成24年９月19日「上尾市要援護高齢者等見守りネットワーク」が発足したが、同ネットワークの発足には、NPO法人代表理事が尾山台団地自治会会長として、準備委員を務めると共に、発足後は実施委員を務め、高齢者等の見守りには本事業中の在宅支援組織が重要であることを強く主張している。

②上尾市は、平成25年４月から配食サービスを廃止し、「訪問見守りボランティア事業」（在宅支援活動）を開始することとしている。

③上尾市においては、地域福祉計画策定の過程において、策定委員が尾山台団地を訪問し、本事業等に関する情報交換を行った。

④上記①および②に関しては、埼玉県も大きな関心を寄せ、当NPO法人との情報交換を強めている。

4. UR団地等への影響

尾山台団地自治会は、埼玉公団住宅自治会協議会の加盟していることから、UR都市機構を含めた会合等で本事業に関する情報提供を行っている。

①平成24年11月には久喜青葉団地（埼玉県久喜市）から、同年８月には新所沢団地（埼玉県所沢市）から、自治会役員が尾山台団地を訪問し、本事業に関する詳細な情報交換を行った。

②平成24年１月にはUR都市機構北海道担当者が尾山台団地を訪問し、北海道札幌市のUR団地における高齢者対策について、NPO法人および尾山台団地自治会の意見を求めた。

5. レクチャー等

本事業の実施に伴い、以下の反響があった。

①平成24年９月、財団法人いきいき埼玉主催のボランティア養成研修において、NPO法人の代表理事が、本事業をはじめとするボランティア活動について講義を行った。

②平成24年９月、2日間にわたり、財団法人いきいき埼玉から尾山台団地にボランティアが派遣され、NPO法人が研修を行った。

③平成25年１月、上尾市原市民生委員協議会の会合において、NPO法人代表理事が本事業をはじめとしたボランティア活動に関し、情報提供を行った。

④平成24年12月には芝浦工業大学学生約30名が、平成25年１月には日本大学学生２名が、尾山台団地を訪問し、NPO法人代表理事から本事業をはじめとしたボランティア活動に関するレクチャーを受けた。

6. 表彰

本事業の連携団体である尾山台団地自治会は、本事業を含めた活動が評価され、平成24年１月、上尾市から「上尾市栄誉賞」を受賞した。

また、尾山台団地自治会は平成24年６月、本事業等による高齢者見守り活動の貢献が評価され、UR埼玉地域支社部長から感謝状を贈呈された。

第９節　報告書の作成・配布

1. 事業概要

本事業実施の背景、事業内容、成果等を取りまとめ、「地域福祉の充実を目指して（高齢者の生活支援及び交流促進事業）」のタイトルの活動報告書を200部作成し、関係方面に配布した。

2. 主な配布先

本活動報告書は、主に下記に配布した。

①独立行政法人福祉医療機構
②埼玉県・埼玉県地域支え合いの仕組み実施団体
③上尾市の関係部署　市長、福祉関係部署、市議会議員等
④上尾市区長会連合会理事
⑤岡山県玉野市
⑥三重県津市
⑦UR都市機構埼玉地域支社
⑧公団住宅全国自治会協議会・同埼玉自治会協議会加盟自治会
⑨その他

第10節　課題と展望

1. 課題

(1) 事業の継続性

最大の課題は、事業継続性に係る財源問題ある。

助け合い友の会の活動中、一般的な在宅支援活動（家事支援等）は、収入（利用料金）と支出（ボランティア謝金）が同額であるが、管理費的経費は会費収入等の範囲内で処理できる。しかし、自動車による通院や買物の付添いは、自動車の維持費等に相当額を要することおよび利用料金とボランティア謝金とのバランスが取れないこと（自動車による付添いには運転ボランティアの他に、付添いボランティアが必要）などから、助成金なしには事業の継続が極めて厳しい状況にある。

(2) 周辺地域への事業の普及・拡大

尾山台団地周辺地域には、約6,300世帯、16,000人が生活しており、また、近隣のUR原市団地にも約1,550世帯、3,000人が生活している。しかし、UR原市団地以外の地域では、一部でサロン活動が行われている以外は、在宅支援活動等は行われていない。これら団地周辺地域への本事業の普及には、当該地域自治会との連携が必要であるが、上尾市が区長制度を採用していることもあり、区長制度の下における住民の自発的活動には一定の困難もあり、これ等の克服は課題である。

(3) 男性単身高齢者対策

第４章第２節８でも述べたように、助け合い友の会等の利用者の約80%は女性であり、食事会も含めて男性の利用は極めて少ない（表４、表８参照）。表１には示されていないが、平成24年７月現在の尾山台団地の高齢者の男女比率は44.4%対55.6%であり、このことは約300人の単身高齢者中、133名は男性であることが推定される。本事業の高齢者全体への普及は当然であるが、とりわけ男性単身高齢者への対応は、喫緊の課題と言える。

2. 今後の展望

(1) 対外的展望

本事業の実施等による尾山台地域の地域福祉活動の進展は、上尾市をはじめ、多くの地域、関係者から関心を寄せられている。その結果、本事業の連携団体である尾山台団地自治会が、本年１月４日上尾市から「上尾市栄誉賞」を受賞したことは、本章第8節「本事業の効果」で紹介した。

本章第８節でも述べたように、上尾市では平成24年９月19日、「上尾市要援護高齢者等見守りネットワーク」を発足させ、高齢者の見守りを全市的規模で実施しようとしている。また、同市では平成25年度から高齢者等に対する「配食サービス」を民間委託に切り替え、従来の「配食ボランティア」を中心に、在宅支援活動を行う準備を進めている。また、上尾市社会福祉協議会では、全市的に地域福祉活動の拠点整備を行い、地域福祉活動を充実させようとしている。

このような地域福祉活動の充実にとって、本事業の中心的活動である在宅支援組織「助け合い友の会」事業は、上尾市の関係者の注目されており、上尾市の地域福祉の向上に大きな影響を与えるものと考えられる。

また、同じく本章第８節「本事業の効果」で紹介したように、岡山県玉野市では当NPO法人から多くの情報提供を受け、本事業と同様の事業を実施する準備を進めている他、UR都市機構や埼玉県内の団地自治会等からも関心が寄せられており、本事業が県や市を超えて影響を及ぼす状況にある。

(2) 地域的展望

本事業は、尾山台団地の高齢者福祉の向上には極めて大きな役割を果たしており、尾山台団地周辺地域の住民からは羨望の眼差しでみられている。

尾山台団地周辺地域は、ここ数年で急速に発展した上尾市内最高の人口急増地域で、上尾市の区長制度を中心に地域運営が行われていること等もあり、住民の自発的福にのみ頼っていることもあり、尾山台団地のような福祉活動の発展がみられない。

しかし、団地周辺地域の住民の中には、尾山台団地での本事業への参加を望む声もあり、また当NPO法人の活動への参加も見られることから、本事業の団地周辺地域への普及も困難ではない。

3. 当面の活動

NPO法人としては、厳しい財政事情に鑑み、当面ボランティア謝金の引下げ等の経費節減を図りつつ、本事業を継続すると共に、次のような活動を行う。

①上尾市や社会福祉協議会に関しては、市内の多くの地域に本事業に係る在宅支援組織「助け合い友の会」的組織の結成を援助する。

②尾山台団地周辺地域においては、当該地域住民の本事業への積極的参加を促すと共に、これ等の地域における地域住民による在宅支援組織などの組織化に協力する。

③当面、近隣のUR原市団地自治会の協力を求め、本事業の同団地への普及を図る。

④尾山台団地においては、「助け合い友の会」を通じて本事業の一層の普及を図る。とりわけ男性単身高齢者への普及に努める。

おわりに

少子高齢化の進行は、地域社会から“活力”を奪っていきます。公園等から子どもたちの声が消え、街から高齢者の姿さえ消えています。高齢者（特に男性）の多くは自宅に閉じ籠り、団塊の世代も所在無く同様です。少子高齢化社会の中で、高齢者福祉と子育て支援を並行していくことが重要です。そのためには地域福祉の担い手であるボランティアと、それを支える組織の確立が欠かせません。

私たちNPO法人ふれあいねっとは、独立行政法人福祉医療機構（WAM）平成24年度社会福祉振興助成事業の助成を受け、本事業を行いました。この活動の中で、ボランティアと資金不足を痛感しています。WAMの助成がなければ、この事業の実施、特に「自動車による通院・買物付添い」（第4章第3節）の実施は困難だったからです。

3.11東日本大震災の際、被災地ではボランティアを制限するほど多くの方が志願されました。しかし、地域ではボランティア不足が深刻です。団塊世代の約70%が「ボランティアに関心を持っている」との調査もありますが、実際とはかなり乖離があるように感じます。

私たちの周囲には「ボランティアは無償」という考えがかなり根強くあります。「無償でやってあげている」という“上から目線”はないでしょうか。また、「ボランティアなんだからやってもらって当然」という“甘え”はないでしょうか。私はボランティアをする側と受ける側が“対等な関係”になることが、ボランティア活動を長続きさせる大きな要素の一つだと思っています。その鍵は「ボランティアは無償」からの脱皮と最低限の“受益者負担”ではないでしょうか。

ボランティア団体にとって、共通の悩みは「活動資金」です。ボランティアへの報酬（費用弁償）も当然のことです。“コミュニティビジネス”はボランティア団体にとって重要な課題です。“受益者負担”で活動が賄える等ということはあり得ません。

私たちNPO法人ふれあいねっとは、今後も地域福祉の充実を目指して継続的に活動していきたいと思っています。そのためにはWAMや自治体等の支援を受けつつ、安定収入の確立を目指したいと思っています。

この「報告書」が、地域福祉活動をされている（あるいは、これからされようとしている）方々にとって、多少でも参考となることを願ってやみません。

末尾ながら、本事業の実施に際しご指導やご協力をいただいた独立行政法人福祉医療機構・島崎昭徳様はじめ、多くの関係者の方々に感謝申し上げます。

平成25年３月

特定非営利活動法人 ふれあいねっと
代表理事　尾 上 道 雄

【添付資料】

資料１　総事業費の支出予定額内訳
資料２　助け合い友の会会則
資料３　助け合い友の会サービス項目一覧

高齢者の生活支援及び交流促進事業　総事業費の支出予定額内訳

（独立行政法人福祉医療機構平成24年度社会福祉振興助成事業）

NPO法人ふれあいねっと

事業区分	経費区分	支出予定額	内訳
在宅生活支援 （助け合い友の会）	その他謝金	120,000 円	支援ボランティア謝金500円×20時間×12回
	その他謝金	200,000 円	コーディネーター謝金500円×4時間×100回
	小計	320,000 円	
自動車による通院 ・買物の付き添い	リース・レンタル料	960,000 円	助け合い号リース代　月80,000円×12月
	保険料	87,500 円	平成24年4月～平成25年3月
	燃料費	72,000 円	ガソリン代月6,000円×12月
	その他謝金	192,000 円	運転ボランティア謝金500円×4時間×8回×12月
	その他謝金	192,000 円	付添いボランティア謝金500円×4時間×8回×12月
	その他謝金	192,000 円	コーディネーター謝金500円×4時間×8回×12月
	通信料	18,000 円	携帯電話1,500円×12月
	小計	1,713,500 円	
食事会の開催	会場借料	21,600 円	300円×6時間×12回
	食材費	360,000 円	500円×60人×12回
	その他謝金	360,000 円	支援ボランティア(賄等)500円×6時間×10人×12回
	その他謝金	36,000 円	コーディネーター500円×6時間×1人×12回
	講師・指導者謝金	60,000 円	5,000円×12回
	小計	837,600 円	
報告書の作成	執筆謝金	40,000 円	1,000円×2(1ページ800字)×10ページ×2名
	報告書印刷費	100,000 円	500円×200部
	通信料	9,600 円	報告書郵送代120円×80部
	文房具代	5,000 円	ペン・ファイル等
	委託費	100,000 円	報告書公開のためのホームページ作成経費
	小計	254,600 円	
助成事業期間を通じて発生する経費	アルバイト賃金	90,000 円	助成金事業事務1名　500円×3時間×5日×12月
	消耗品費	24,000 円	2,000円×12月
	備品購入費	110,000 円	パソコン1台90,000円、プリンター20,000円
	チラシ・パンフレット等印刷費	100,000 円	100円×1,000部
	通信料	20,800 円	インターネット回線1,732円×12月
	小計	344,800 円	

助け合い友の会会則

（名称と目的）

第１条　この会は、助け合い友の会（以下、「会」といいます。）と称し、尾山台団地及び瓦葺地区に居住する高齢者、障害者及び産前産後の家庭で、何らかの生活活動上の支援を必要とする方に、支援サービスを行うことにより、自立を助けると共に、安心して生活できるよう支援することを目的とします。

２．会の支援サービスは、前項の目的のために行うもので、介護保険法によるサービス及び家政婦的サービスを行うものではありません。

（組織及び事務局）

第２条　会は、NPO法人ふれあいねっと（以下、「NPO法人」といいます。）が運営し、尾山台団地自治会（以下、「自治会」といいます。）及び上尾市社会福祉協議会尾山台団地支部（以下、「社協支部」といいます。）の全面的協力を得るものとします。

２．会の事務局を尾山台みんなのひろばに置きます。

（支援活動）

第３条　会は、第1条の目的を達成するために、利用会員の求めに応じて以下の支援活動を行います。

(1)　家事援助
　①掃除、②洗濯、③買い物、④食事の準備（下ごしらえ）

(2)　付き添い
　①散歩、②通院、③買物

(3)　代行
　①役所等への書類提出

(4)　修理
　①電球交換、②水道パッキング交換、③家具移動等、前記に準ずる簡単な作業

(5)　子育て支援
　①産前、産後のお手伝い

(6)　食事会の開催

(7)　「尾山台商品券」の発行

２．前項の支援活動は、原則として、利用会員と同一地区の支援会員により行うものとします。

（会　員）

第４条　会の目的に賛同する方は、誰でも会員になれます。

２．会員の種類は、以下のとおりとします。

(1)　利用会員　前条のサービスを利用することを希望する方

(2)　支援会員　前条のサービスを提供する方

(3)　賛助会員　会の目的に賛同し支援する方

（入　会）

第５条　会に入会しようとする方は、所定の入会申込書に所用事項を記載し、会費を添えて事務局に申し込みます。

（会　費）

第６条　会員は、以下の会費を納入します。

(1)　利用会員　入会金　　1，000円

会　費（年額）1，000円

(2) 支援会員　入会金　　1，000円

会　費（年額）1，000円

ただし、NPO法人の正会員は、支援会員の入会金及び会費は不要とします。

(3) 賛助会員　会　費（年額）一口3，000円以上

ただし、賛助会員の会費は、NPO法人の賛助会費に充当します。

2．会員の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、更新することができます。

3．支援会員及び賛助会員は、第3条のサービスを受けることができます。

4．納入した会費の返還及び利用券の払い戻しはしません。

（利用方法）

第７条　利用会員が第3条のサービスを受けようとするときは、利用日の前日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始《12月28日～1月7日》に当たるときはその前日）の午前10時から午後2時までの時間内に事務局に申し込みます。

2．事務局は、前項の申込みを受けたときは、速やかにコーディネーターに連絡します。

3．コーディネーターは、前項の連絡を受けたときは、速やかに当該利用会員と連絡を図り、利用内容及び利用時間等を調整します。

4．利用時間は原則として、日曜、祝日及び年末年始（12月28日～1月7日）を除く午前10時から午後4時までとし、1日の利用時間は2時間以内とします。ただし、事前にコーディネーターが認めた場合はこの限りではありません。

5．利用は、原則として1週間に3回までとします。ただし、付添い支援自動車及び食事会を除きます。

6．利用会員がサービスを受けたときは、「支援サービス利用確認書」のサービス内容を確認し、確認印を押します。

7．支援会員が支援活動を行うときは、身分証を提示します。

8．利用会員は、支援サービスについて支援会員を指名することはできません。

（利用料金等）

第８条　利用料金は、次のとおりとします。

(1) 食事会以外のサービス　1時間当たり500円。ただし、自動車による付添いは、１施設の付添い（往復）を１時間とします。

(2) 食事会　1回500円

2．サービスを利用しようとする会員は、あらかじめ会の発行する「利用券」を購入し、利用料金は利用の都度、利用券で支払います。

3．生活困窮等、利用料金の支払いが困難と認められる方は、本人の申請により入会金、会費及び利用料金を減免することができます。

4．前項の減免の認定は、民生委員の助言により会長が行います。

5．買い物、付き添い、代行及び修理等に要する費用（物品代、バス代及び駐車場代等）は、利用会員がその都度実費を負担します。

6．利用会員が利用予定日当日に利用を取り消した場合は、利用料金を支払うものとします。

（謝　礼）

第９条　支援会員には、謝礼として1時間当たり500円を支払います。謝礼は、「尾山台商品券」（地域通貨）で支払うものとします。

2．コーディネーターの謝礼は、前項に準じます。ただし、事務局長は無償とします。

3．前2項の謝礼は、毎月1回とりまとめて支払います。

4. 「尾山台商品券」（地域通貨）の詳細については、別に定めます。

（事故等）

第10条　支援サービス活動中に生じた事故等については、利用会員、支援会員及びコーディネーターが誠意を持って話し合い、解決に努めます。

2．支援サービス活動中の過失による事故については、会が加入する保険の範囲内において対処します。

3．支援サービス活動に関する苦情等は、幹事会が対処します。

（研　修）

第11条　支援会員及びコーディネーターは、支援活動に関する研修に努めます。

（会員の守る事項）

第12条　会員は、会の活動において知り得た会員のプライバシーに関する事項を第三者に漏らさないこと。

2．会員は、会員相互の立場を尊重すると共に、言動に注意し、陰口や中傷は一切行わないこと。

3．会員は、支援サービスに関して、事務局を介さずに個人的に交渉やサービス活動を行わないこと。

4．会員は、会則及び契約書の約束事項を守り、誠意を持って実行に努めること。

5．会員は、会の活動に関し、物品の販売、宗教的・政治的勧誘及び宣伝等は、一切行わないこと。

（役　員）

第13条　会に次の役員を置きます。

(1) 会　長　　1名
(2) 副会長　　若干名
(3) 事務局長　　1名
(4) 会計幹事　　1名
(5) 幹　事　　若干名
(6) 監　事　　2名

2．役員の任務等は、次のとおりとします。

(1) 会長は、会を代表し会務を総理します。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長に代わって会務を総理します。
(3) 事務局長は、会の事務を掌理します。事務局長には、社協支部活動コーディネーターが当たります。
(4) 幹事は、幹事会を構成し、会の運営を行います。
(5) 会計幹事は、会の会計を処理します。
(6) 監事は、会の会計を監査します。

3．役員の任期は2年とし、再任を妨げません。

4．役員は、会のすべての会議に参加することができます。

（事務局及びコーディネーター）

第14条　会の事務局に、コーディネーター及び事務局員若干名を置きます。

2．コーディネーターは、利用会員の求めるサービスの内容について調整を行い、会の活動の円滑な運用を図ります。

3．事務局員は、事務局長を補佐し、会の事務を処理します。

4．事務局に会員登録簿及び活動記録簿を置きます。

5．会員登録簿には、会員の氏名、住所、電話番号、会員の種類、会費の納入状況、その他必要な事

項を記載します。
6．活動記録簿には、利用会員からの利用申し込みの都度、利用会員の氏名、住所、電話番号、利用希望内容、コーディネーターとの調整内容、派遣支援会員の氏名、支援サービスの記録、その他必要な事項を記載します。

（会議等）

第15条　会に、全体会及び幹事会を置きます。

（全体会）

第16条　全体会は、全会員で構成し、次のことを審議します。

(1)　活動報告、決算及び監査報告の承認
(2)　活動計画及び予算の承認
(3)　役員の選任
(4)　その他、会の運営に関する重要な事項

2．全体会は、会長が召集し、議事は出席者の過半数の賛成で議決します。
3．全体会は、会員の5分の1以上から請求があったときは、会長は速やかにこれを召集することとします。
4．全体会は少なくとも年1回以上開催し、議長は会長がこれに当たります。

（幹事会）

第17条　幹事会は、役員、コーディネーター及び事務局員で構成し、次のことを審議します。

(1)　会の日常活動の運営に関すること。
(2)　全体会に付議すること。
(3)　その他、会の運営に関すること。

2．幹事会は、会長が召集し、議事は出席者の過半数の賛成で議決します。
3．幹事会は、会員の5分の1以上から請求があったときは、会長は速やかにこれを召集することとします。
4．幹事会は、少なくとも年2回以上開催し、議長は会長がこれに当たります。

（支援会員会議）

第18条　支援会員会議は、支援会員、事務局長、コーディネーター及び事務局員で構成し、支援サービスの問題点及びあり方等について審議します。
2．支援会員会議は、少なくとも年1回以上開催し、議長は事務局長がこれに当たります。
3．支援会員会議は、事務局長が召集します。

（事務局会議）

第19条　事務局会議は、事務局長、コーディネーター及び事務局員で構成し、会の日常活動について審議します。
2．事務局会議は、必要に応じて事務局長が随時召集します。

（会　計）

第20条　会の経費は、会費、利用料金及びその他の収入をもってあてます。
2．会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

（その他）

第21条　この会則は、次のいずれかで改正することができます。

①全体会で出席者の3分の2以上の賛成があり、NPO法人の理事会で承認されたとき。

②NPO法人の理事会で2分の1以上の賛成があったとき。

2．この会則に定めのない事項については、幹事会で定めます。

【附　則】

1．この会則は、2012年4月1日から施行します。

【沿　革】

1. 2006年1月22日、自治会及び社協支部の共同事業として施行。
2. 2007年7月 7日改正、同年7月1日施行
3. 2009年3月14日改正、同年4月1日施行
4. 2009年9月18日改正（拡大代表委員会）、同年10月1日施行
5. 2010年4月25日改正（第44回自治会総会）、同年4月1日適用
6. 2012年4月22日廃止（第46回自治会総会）、同年4月1日適用

尾山台団地助け合い友の会サービス項目

2012年4月1日

① 掃除

	サービスできるもの		できないもの
1	居室	1	ベランダ（ベランダの物置を含む）
2	台所（食器類洗い・収納）	2	押入れ
3	トイレ	3	浴室の壁
4	玄関・階段	4	窓拭き
5	お風呂（浴槽）	5	物置
6	布団干し・取り込み	6	換気扇・ガス台
7	ゴミ出しの取りまとめ		
	（注）ゴミ出しは都市機構のゴミだしサービスを利用します。		
8	植木の水		

② 洗濯

	サービスできるもの		できないもの
1	布団カバー	1	毛布
2	シーツ	2	カーペット
3	衣類（高級品は除く）	3	ドライクリーニング
4	洗濯干し・取り込み	4	アイロンがけ
5	洗濯たたみ		
6	クリーニング届け・引取り		

③ 買物

	サービスできるもの		できないもの
1	日用品	1	高級品
2	食料品	2	衣類（同行する場合を除く）
		3	家具

④ 食事の準備

	サービスできるもの		できないもの
1	下ごしらえ	1	調理

⑤ 付き添い

	サービスできるもの		できないもの
1	買い物	1	病院等の順番取り
2	散歩（団地周辺）		
3	病院		

⑥ 代行

	サービスできるもの		できないもの
1	役所等への届出（利用の手伝い）	1	印鑑代理証明の必要なもの

⑦ 修理

	サービスできるもの		できないもの
1	電球（蛍光管）交換	1	住戸内改修
2	水道パッキング交換	2	大がかりな修理
3	家具移動		
4	簡単な作業		

⑧ 子育て支援

	サービスできるもの		できないもの
1	産前産後の手伝い（上記に準ずる）	1	
2	保育所・幼稚園の送迎	2	

特定非営利活動法人　ふれあいねっと

郵便番号：３６２－００２２
住　　所：埼玉県上尾市瓦葺2716　尾山台団地自治会内
電話・Fax：０４８－７９７－７１８８
　　０４８－７２１－３７５２
ホームページ：http://www.npo-fureainet.org/
E-mail:npo-minnanohiroba@lily.ocn.ne.jp